

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名(姓、名)	フタガミ レイコ 二神 麗子	授与番号 甲1421号
学位の種類	博士(学術)	授与年月日 2020年3月31日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]	
博士論文の題名	障害者政策の合意形成過程に関する研究 -群馬県と前橋市の手話言語条例をめぐる議論に着目して-	
審査委員	(主査) 立岩 真也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	岸 政彦 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)
	松原 洋子 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	澁谷 智子 (成蹊大学文学部准教授)
論文内容の要旨	<p>手話言語条例の制定過程において聾者-聴覚障害者本人・手話関係者・議員・行政などの関係者間の相互作用を解明することが目指された。構成は以下。序論。第1部「研究1：手話の法制化に関する基礎的検討」：第1章「議員提案による手話言語条例制定の特徴」第2章「手話言語条例の政策波及の実態」第3章「手話言語条例の制定の意義と必要な施策」。第2部「研究2：群馬県手話言語条例の成立過程の検討」：第1章「群馬県手話言語条例の成立過程」第2章「条文案の成文過程における執行部と議員との相互行為」第3章「「当事者の参画」に関する当事者側の認識の変化」第4章「手話言語条例に関する議員と当事者の認識の差異」。第3部「研究3：前橋市手話言語条例の成立過程の検討」：第1章「前橋市手話言語条例の成立過程」第2章「条文作成における議論の応酬」第3章「当事者と議員との政策参加に対する認識の差異」。第4部「研究4：手話言語条例に基づく施策に関する検討——手話通訳者養成・派遣の課題から」：第1章「手話通訳者の養成・派遣の新たな課題」第2章「社会的背景の変化にみる手話通訳者養成・派遣制度の課題」第3章「高等教育機関における手話通訳者養成の現状と課題」。結論。</p> <p>第2部に記される群馬県、第3部で検討される前橋市の条例の制定過程の詳細な記述が本論文の中心をなす。その位置づけを確認するため、また全国的な動向をまとめ伝えるために、第1部で各地での条例制定の経緯、また内容の異同が示される。第2部・第3部では、条例成立までの聴覚障害者本人と議員の動きを双方に対するインタビュー調査、議員たちの「研究会」や本人たちとの「意見交換会」の記録などをもとに時系列での整理・分析がなされた。その条例は例えば県のろうあ連盟とのつながりがあってきた議員による議員提案というかたちでなされ、歴史的な含意のある言葉の使用を巡る見解の差異を調整するといった経過等はあるつつも、おおむね相互理解のもとにまた全会派が賛成する条例として成立した。そして第4部ではその条例によって手話通訳者養成・派遣の何が変わり何が変わっていないのか、条例の波及効果が検証された。</p>	

<p>論文審査の結果の要旨</p>	<p>本論文は政治学では政治過程論の研究成果とも言えるものだ。その対象そして内容は唯一無二である。しかしだとしても、いくらでも法律・条例は存在するから、その一つひとつ記述していくのはきりのないことではないか。しかし本論文はただ数ある主題の一つについての研究ではない。一つにそれは、「言語政策」という重要で、受け止め方によってはたいへんに困難で大きな政策に関わる、そしてすくなくとも国内ではまれな研究である。そしてもう一つ、その簡単に是認され実現されそうにもない政策が、薄められ、いくらかの人の熱意とすべての人の賛同によってすんなりと作られていく過程が描かれている。つまり、ときに無意識に「角」のないものにして法律や条例の制定が実現することがあることを示している。それでもしかたがない、いくらでも前進するのがよいという判断ももちろん当然にある。しかしもっと詳細に具体的に見ていくとどうか。</p> <p>歴史のある組織の古参の幹部が聾者の苦難の歴史と理念を語り、選挙などでつきあいの長い議員がその思いを汲んで議員提案で法案を提出する。手話をより普及されるべきものであるという程度のことであれば、誰も反対はしない。だから成立する。ただ、ベテランの運動者が運動の理念と聾者の尊厳を言い手話について啓蒙することと、手話その他を必要とする子どもや親がその日その場で求めるものはずれることがある。そして本論文第4部に示されているように、その啓蒙や教育をして回る仕事は依然として聾者である自分たちの持ち出しの仕事として続けられることになる。これはある「言語政策」がこの国に実現するが現実はさして変わらないといういくらか苦い現実だ。</p> <p>そのように現実が流れて収まるさまを本論文はよく描いている。それは論として明示されているわけではないが、読者はその構図を十分に読み取れるほど詳細で具体的な経緯の記述から読み取ることができる。それを支えているのは本論文の記述の厚さと精度である。これは誰でもできることではなかった。群馬県そして前橋市の条例制定に関わった関係者をよく知る立場にあった著者が、慎重に距離をとりながらしかし内部に入り込んで調査を行なえたその成果であり、たいへん貴重で重要な成果である。</p> <p>以上、論文審査と公聴会での口頭試問結果を踏まえ、審査委員会は本論文が本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。</p>
<p>試験または学力確認の結果の要旨</p>	<p>本論文にかかわる口頭試問は2019年12月13日(金)16時より17時30分まで、創思館302会議室において審査員4名によって行なわれ、公聴会は2020年1月21日(火)14時から15時まで創思館カンファレンスルームにおいて審査委員4名と多数の聴衆の参加によって行なわれた。</p> <p>申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士(学術 立命館大学)」の学位を授与することが適切と判断する。</p>